

令和6年 第11回 海津市農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和6年11月5日(火) 午後2時00分～午後2時29分

2 開催場所 平田農村環境改善センター(SSドローンプラザ) 1階会議室

3 出席委員(30名)

1番 伊藤憲生	2番 神田春夫	3番 伊藤白行	4番 飯田直満
5番 古川 守	6番 林 哲也		8番 加賀重彦
9番 牧野友彦	10番 加藤 忍	11番 寺倉照秋	12番 伊藤幸弘
13番 高木 栄	14番 野津憲雄	15番 伊藤 豊	16番 後藤昌宏
17番 川瀬明久	18番 諏訪博保		20番 岡田郁夫
21番 菱田一義	22番 伊藤宗人	23番 瀬古安志	24番 堀田勝彦
25番 服部清和		27番 大橋 功	28番 伊藤勝代
	30番 赤尾浩幸	31番 大橋政良	32番 加藤和幸
33番 伊藤幹男	34番 松田脩一		

4 欠席した委員(4名)

7番 中村 伸 19番 伊藤正覚 26番 荒川逸夫 35番 寺倉百合子

5 議事日程

- (1) 会議録署名委員の指名
- (2) 議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議について
- (3) 議案第39号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (5) その他報告事項

6 出席した事務局職員

事務局長 後藤、農地係長 川崎、会計年度任用職員 白木

7 その他会議に出席した関係者

8 総会議長

神 田 春 夫

9 議事録署名委員

1 番 伊藤憲生 3 番 伊藤白行

10 会議の概要 開会（午後2時）

◎議 長

それでは、本日の出欠状況について、報告します。7番中村委員、19番伊藤委員、26番荒川委員、35番寺倉委員より欠席の報告を受けております。

本日の出席委員は34名中30名。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定にする定足数、過半数を満たしておりますので、総会は成立いたします。

それでは只今より、令和6年 第11回海津市農業委員会総会を議事日程に基づき進めて参りますので、よろしくお願い致します。

◎議 長

日程第1 会議録署名委員の指名について、を議題とします。議長より指名してよろしいか。

【「異議なし」の声あり】

◎議 長

異議なしと認めます。よって、1番 伊藤憲生委員、3番 伊藤白行委員を指名しますので、よろしくお願い致します。

続きまして、日程第2 議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議について、を議題とします。事務局に説明を求めます。

◎事務局（川崎農地係長）

1ページをご覧ください。

議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議について
農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和6年11月5日提出 海津市農業委員会長 神田春夫

所有権移転案件2件です。受付番号135番

海津町帆引新田字五番割●●●●番、畑、223㎡。

譲渡人、東京都大田区、●●●●。譲受人、海津町、株式会社 ●●●●。

申請事由：農業経営拡大

受付番号136番

南濃町上野河戸字北条●●●●番 外1筆、畑、821㎡。

譲渡人、南濃町、●●●●。譲受人、南濃町、●●●●。

申請事由：贈与

別記3審査書に基づき許可要件を満たすものと考えます。以上です。

◎議 長

説明が終わりました。それでは、担当地区の委員さんから意見を賜りたいと存じます。

受付番号135番の案件について、12番 伊藤委員お願いします。

◎12番 伊藤委員

受付番号135番の案件については、申請の目的は、農業経営拡大です。

譲渡人は、遠方に居住し管理が困難であることから営農縮小を図り、譲受人は、農業経営を拡大するため、売買されるもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号136番の案件について、5番 古川委員お願いします。

◎5番 古川委員

受付番号136番の案件については、申請の目的は、贈与です。

贈与人は、高齢による労力不足により管理が困難であることから営農縮小を図り、受贈人は、居住地に近く、耕作に適していることから贈与を受けるもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

はい、担当地区の委員さんから意見を賜りました。質問・意見等がございましたら挙手をお願いします。

【挙手する者なし】

◎議 長

質問・意見等もないようですので、質疑を終結し、採決致します。議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議については、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

【挙手多数 29名】

◎議 長

挙手多数ですので、議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議については、原案のとおり許可と決定します。続きまして、日程第3 議案第39号 農地法第4条の規

定による許可申請に対する意見について、を議題とします。事務局に説明を求めます。

◎事務局（川崎農地係長）

2ページをご覧ください。

議案第39号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。
令和6年11月5日提出 海津市農業委員長 神田春夫

受付番号137番

海津町松木字村上●●●●番、畑、285㎡。

申請人：海津町、●●●●。 転用目的：一般個人住宅 車庫。

この案件の農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地である第1種農地で、許可区分では、集落接続に該当するものであると判断します。被害防除では、周囲に農地はなく、他の農地に被害を及ぼすことは無いと思われま

受付番号138番

南濃町津屋字中屋敷●●●●番、畑 現況 宅地、396㎡。

申請人：南濃町、●●●●。 転用目的：一般個人住宅。

この案件の農地区分は、美濃津屋駅の概ね300m以内である第3種農地であると判断します。既に、申請人の父により、昭和20年ごろより住居にされていた追認案件となり、被害防除では、境界に石積みが施工されており、整地のみで利用されるため、他の農地に被害を及ぼすことは無いと思われま

受付番号139番

南濃町志津字沢●●●●番、畑 現況 宅地、240㎡。

申請人：南濃町、●●●●。 転用目的：一般個人住宅（倉庫・車庫）。

この案件の農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地である第1種農地で、許可区分では、集落接続に該当するものであると判断します。既に、昭和61年ごろより南西側の住居と一体利用されていた追認案件となり、被害防除では、周囲に申請人の農地以外はなく、他の農地に被害を及ぼすことは無いと思われま

◎議 長

説明が終わりました。それでは、担当地区の委員さんから意見を賜りたいと存じます。

では、受付番号137番を、4番 飯田委員お願いします。

◎4番 飯田委員

受付番号137番の案件については、申請の目的は、一般個人住宅の車庫です。

申請人は、申請地北側に居住しており、申請地を車庫として一体利用するもので、周囲に農地等はなく、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号138番を、24番 堀田委員お願いします。

◎24番 堀田委員

受付番号138番の案件については、申請の目的は、一般個人住宅です。

申請人は、昭和20年頃より父が申請地に建てた住居に居住しており、相続により取得され是正するもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号139番を、14番 野津委員お願いします。

◎14番 野津委員

受付番号139番の案件については、申請の目的は、一般個人住宅の倉庫及び車庫です。申請人は、申請地の南西側に居住しており、昭和61年頃より申請地に倉庫・車庫を建設して、住宅と一体利用されていたもので、追認案件ではありますが、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

担当地区の委員さんから意見を賜りました。質問・意見等がございましたら挙手をお願いします。

◎議 長

質問・意見等もないようですので、質疑を終結し、採決致します。議案第39号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見については、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

◎議 長

挙手全員ですので、議案第39号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見については、原案のとおり許可相当との意見を付して、岐阜県へ進達します。

続きまして、日程第4 議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、を議題とします。事務局に説明を求めます。

◎事務局 (川崎農地係長)

3ページをご覧ください。

議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。

令和6年11月5日提出 海津市農業委員長 神田春夫

所有権移転案件 7件、使用貸借案件 1件です。受付番号140番

海津町高須町字西町●●●●番、畑 現況 雑種地、198㎡。

譲渡人：海津町、●●●●。譲受人：海津町、●●●●。

転用目的：一般個人住宅 駐車場。

この案件の農地区分は、二管の埋設沿道で概ね500m以内に海津小学校・高須歯科がある第3種農地であると判断します。既に、昭和47年ごろより北側の住居と一体利用されていた追認案件となり、被害防除では、東側に農地がありますが、柵板が施工されており、被害を及ぼすことは無いと思われま

受付番号141番

南濃町津屋字宮西●●●●番、畑、1,014㎡。

譲渡人：南濃町、●●●●。譲受人：広島県広島市、株式会社 ●●●●。

転用目的：太陽光発電施設

この案件の農地区分は、概ね10ha未満の規模の一団の農地である第2種農地で、許可区分では、代替性がないに該当するものであると判断します。被害防除では、整地のみで外周フェンスを設置され、他の農地に被害を及ぼすことは無いと思われま

受付番号142番

南濃町津屋字仮畑●●●●番 外1筆、畑 現況 宅地、220㎡。

譲渡人：南濃町、●●●●。譲受人：南濃町、●●●●。

転用目的：一般個人住宅兼建築業事務所

この案件の農地区分は、美濃津屋駅の概ね300m以内である第3種農地であると判断します。既に、昭和54年ごろより住居と一体利用されていた追認案件となり、被害防除では、北側に農地がありますが、ブロック積みが施工されており、被害を及ぼすことは無いと思われま

受付番号143番

南濃町志津字沢●●●●番、畑、490㎡。

譲渡人：南濃町、●●●●。譲受人：南濃町、●●●●。転用目的：一般個人住宅。

この案件の農地区分は、住宅の用に供する施設等が連たんする第3種農地であると判断します。被害防除では、北・西側に農地がありますが、境界にブロック積みを施工され、被害を及ぼすことは無いと思われます。

4ページをご覧ください。受付番号144番

南濃町山崎字川田●●●●番 外5筆、田、1,400㎡。

譲渡人：南濃町、●●●●。譲受人：広島県広島市、株式会社 ●●●●。

転用目的：太陽光発電施設

この案件の農地区分は、概ね10ha未満の規模の一団の農地である第2種農地で、許可区分では、代替性がないに該当するものであると判断します。被害防除では、整地のみで外周フェンスを設置され、他の農地に被害を及ぼすことは無いと思われます。

受付番号145番

南濃町山崎字川田●●●●番、田、839㎡。譲渡人：南濃町、●●●●。

譲受人、転用目的、農地区分、被害防除は、受付番号144番と同じです。

受付番号146番

南濃町田鶴字宮西●●●●番、田、486㎡。

譲渡人：南濃町、●●●●。譲受人：南濃町、●●●●。

転用目的：一般個人住宅 通路・駐車場。

この案件の農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地である第1種農地で、許可区分では、集落接続に該当するものであると判断します。被害防除では、西側に農地がありますが、境界にL型擁壁を施工され、被害を及ぼすことは無いと思われます。

受付番号147番 使用貸借案件です。

海津町松木字村上●●●●番、畑、218㎡。

使用貸人：海津町、●●●●。使用借人：海津町、株式会社 ●●●●。

転用目的：建設業 事務所。

この案件の農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地である第1種農地で、許可区分では、集落接続に該当するものであると判断します。被害防除では、周囲に農地はなく、他の農地に被害を及ぼすことは無いと思われます。以上です。

◎議 長

説明が終わりました。それでは担当地区の委員さんから意見を賜りたいと存じます。
では、受付番号140番を、22番 伊藤委員お願いします。

◎22番 伊藤委員

受付番号140番の案件については、申請の目的は、一般個人住宅の駐車場です。

譲受人は、申請地北側に居住している住宅と一体利用するため、兄から売買により取得されるものです。昭和47年ごろから駐車場として利用されていた追認案件で、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号141番及び142番を、24番 堀田委員お願いします。

◎24番 堀田委員

受付番号141番の案件については、申請の目的は、太陽光発電施設です。

譲受人は再生可能エネルギー関連事業を営み、事業適地を選定する中、協議が整ったことから、売買により取得され、申請されるものです。周囲にフェンスを施工し、整地のみで利用されるものです。地目が畑となっていますが、現況は森林化しており、木しか生えていない土地です。

次に、受付番号142番の案件については、申請の目的は、一般個人住宅兼建築業事務所です。譲受人は、申請地の隣接地に居住し、先ほどの事務局の説明にあったように、昭和54年より賃貸にて住宅と一体利用されていた追認案件で、今回売買により是正されるものです。

両案件とも、農地法上問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号143番を、14番 野津委員お願いします。

◎14番 野津委員

受付番号143番の案件については、申請の目的は、一般個人住宅です。

譲受人は、現在、借家に居住していますが手狭になったことから、売買にて取得し、新築されるもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号144番及び145番を、5番 古川委員お願いします。

◎5番 古川委員

受付番号144番及び145番の案件については、申請の目的は、太陽光発電施設です。

譲渡人は今後の農地の維持管理に苦心しており、譲受人は再生可能エネルギー関連事業を営み、事業適地を選定する中、協議が整ったことから、売買により取得され、申請されるものです。周囲にフェンスを施工し、整地のみで利用されるため、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号146番を、1番 伊藤委員お願いします。

◎1番 伊藤委員

受付番号146番の案件については、申請の目的は、一般個人住宅の通路・駐車場です。

譲受人は、申請地東側に居住しており、住宅と一体利用するため、贈与により申請地を取得されるもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号147番を、4番 飯田委員お願いします。

◎4番 飯田委員

受付番号147番の案件については、申請の目的は、建設業の事務所です。

使用借人は、造園・外構工事業を営んでおり、東側の会社所在地に隣接した申請地を、社長の父から借り受け、事業拡大されるもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

担当地区の委員さんから意見を賜りました。質問・意見等がございましたら挙手をお願いします

◎議 長

はい。13番 高木委員。

◎13番 高木委員

143番の議案につきまして、位置図が2筆になっていますが、対象地がどうなっているのか。

◎議 長

はい、事務局。

◎事務局（川崎農地係長）

こちらの案件ですが、合筆してから分筆されていますので、図面のラインは合筆前の図面ですので、塗りつぶしてある部分1筆が申請地となります。

◎議 長

その他ございませんか。質問・意見等もないようですので、質疑を終結し、採決致します。議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、は、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

【挙手多数 29名】

◎議 長

挙手多数ですので、議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見については、原案のとおり許可相当との意見を付して、岐阜県へ進達します。

◎議 長

事務局、その他報告事項ありますか。

◎事務局（川崎農地係長）

農地法第3条の3の相続の関係の届出ですが、21件あり、農業委員会から関係者に受理書を送付しました。以上です。

◎議 長

それでは本日予定の議題は全て終了しました。これで閉会といたします。

総会閉会（午後2時29分）

議事録署名者

1 番

3 番

議 長